
公 告

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 7号

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告2号）の一部を次のように改正し、2018年3月17日から適用します。

平成30年8月20日

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦

第183条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、第1項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類